

マンション管理組合支援のご案内

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（マンション管理適正化法）が令和2年6月24日に改正され、公社が（一定条件のもと）マンション管理業務を行えることが明文化されました。群馬県住宅供給公社では令和3年度から5年間、国土交通省の補助事業への申請が採択され県内マンションの実態調査や管理組合支援等を行っています。

マンションの管理の主体は組合員によって構成される管理組合です。所有されているマンションで、管理組合の運営等についてお悩みがございましたら群馬県住宅供給公社が管理組合様のお手伝いをさせていただきます。お気軽にご相談ください。

支援メニューについて(一例)

管理組合の運営支援業務 ・対面による相談 ・1回2時間以内 2回目まで無料 ・3回目以降(2時間以内)から有料	14,300円/回
管理組合の会計業務 ・収支状況の月次報告(訪問月1回程度)、 ・収支決算案の素案の作成(年次報告) ・管理組合の会計に係る帳簿類(領収書等)の保管、期末引渡し ・管理組合の求めに応じた助言、資料の作成(年3回程度)	209,000円/月
修繕計画立案 ・長期修繕計画の作成(設計図書、積算資料、工事写真がある場合) ・簡易建物診断(足場設けず外観目視、打診、触診調査) ・報告書作成 ・外壁赤外線調査、給水管等内視鏡検査等は別途費用が必要	528,000円~/回
修繕計画の見直し ・5年以内に作成された長期修繕計画の見直し ・簡易建物診断(足場設けず外観目視、打診、触診調査) ・報告書の作成 ・外壁赤外線調査、給水管等内視鏡検査等は別途費用が必要	528,000円~/回

無料相談をご希望の方は下記へお問い合わせください。

2025年7月1日 現在